

2019年度

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年3月27日（金曜日）
午前10時

開催場所

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン
アーケード階 おり鶴 麗の間

会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご来場ください。

目次

2019年度定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	21
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告書	47
会場ご案内図	

株主総会当日のお土産はお配りしておりません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。



東海カーボン株式会社

証券コード：5301

株 主 各 位

東京都港区北青山一丁目2番3号
東海カーボン株式会社
代表取締役社長 長 坂 一

2019年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社2019年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、3頁の「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり書面又はインターネット等によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2020年3月26日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号

ホテルニューオータニ ザ・メイン アーケード階 おり鶴 麗の間

（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご来場ください。）

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

1. 2019年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2019年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役8名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案** 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- ① 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ② 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokaicarbon.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ③ 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokaicarbon.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - (2) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

なお、本提供書面は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（7ページ～20ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2020年3月26日（木曜日）午後5時40分まで
に到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスしていただき、
2020年3月26日（木曜日）午後5時40分まで
にご行使ください。

詳しくは、5ページ以降をご覧ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2020年3月26日（木）午後5時40分まで



QRコードを読み取る方法（スマートフォンの場合）

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

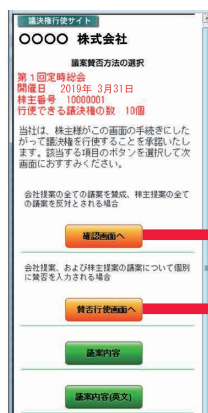
2回目以降のログインの際は右頁記載のご案内に従ってログインしてください。

1 QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3 各議案の賛否を選択

会社提案		
議案	原案に対して	
第1号議案	議案1	賛成 ▼
第2号議案	議案2	賛成 ▼
	番号1	賛成 ▼
	番号2	賛成 ▼
	番号3	賛成 ▼
株主提案		
議案	原案に対して	
第3号議案	議案3	賛成 ▼

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

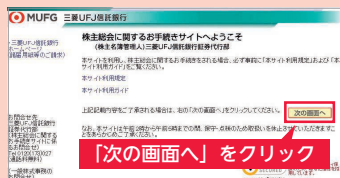
画面の案内に従って
行使完了です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

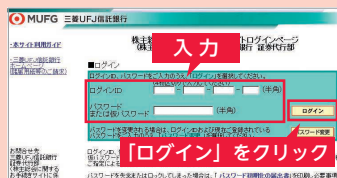
1

議決権行使ウェブサイトへアクセス



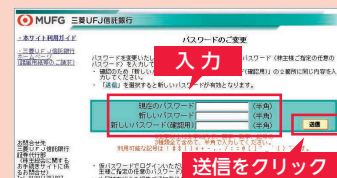
2

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3

「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- 1 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますので、ご了承ください。
- 2 インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、中長期的な企業価値の向上を図る上で、株主に対する利益還元も重要な経営課題と考えており、毎期の経営成績と経営成績見通し、投資計画、キャッシュフローの状況等を勘案しつつ、連結配当性向30%を目標として、安定的・継続的に配当を行うよう努めてまいります。

当期の期末配当金につきましては、中間配当と同じく1株につき24円とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金を加えました年間配当金は1株につき48円となります。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金	24円
総額	5,115,650,808円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

なが さか
長坂

はじめ
一

再任



- 生年月日 1950年1月9日（満70歳）
- 取締役在任年数 14年
- 取締役会への出席状況 100%（17回／17回）
- 所有する当社株式数 120,500株

■ 略歴、地位及び担当

- | | | | |
|---------|-----------------------------|---------|---|
| 1972年4月 | 東海電極製造株式会社[現当社]入社 | 2012年3月 | 当社取締役専務執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部担当 |
| 2006年3月 | 当社取締役執行役員カーボンブラック事業部副事業部長 | 2013年3月 | 当社代表取締役専務執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部担当 |
| 2008年3月 | 当社取締役常務執行役員カーボンブラック事業部副事業部長 | 2014年3月 | 当社代表取締役副社長執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部、原料調達部担当 |
| 2010年3月 | 当社取締役常務執行役員カーボンブラック事業部長 | 2015年2月 | 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任） |
| 2011年3月 | 当社取締役専務執行役員カーボンブラック事業部長 | | |

■ 取締役候補者とした理由

長坂氏は、当社及び当社グループ会社において長年にわたり経営に携わり、2015年2月から代表取締役社長を務めております。当社主力事業であるカーボンブラック事業と黒鉛電極事業を中心に豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

2

せり ざわ
芹澤

ゆう じ
雄二

再 任

- 生年月日 1959年12月27日（満60歳）
- 取締役在任年数 7年
- 取締役会への出席状況 100%（17回／17回）
- 所有する当社株式数 53,200株



■ 略歴、地位及び担当

- | | | | |
|-----------|-------------------------------------|-----------|----------------------------|
| 1984年 4 月 | 当社入社 | 2014年 3 月 | 当社執行役員電極事業部長 |
| 2006年 3 月 | 当社執行役員ファインカーボン事業部副事業部長 | 2015年 3 月 | 当社取締役執行役員電極事業部長 |
| 2009年 3 月 | 当社執行役員ファインカーボン事業部長 | 2016年 1 月 | 当社取締役執行役員経営戦略本部長 |
| 2012年 3 月 | 当社取締役執行役員ファインカーボン事業部担当兼ファインカーボン事業部長 | 2017年 3 月 | 当社取締役執行役員人事部・総務部・法務部管掌（現任） |
| 2013年 3 月 | 当社取締役執行役員田ノ浦研究所長、田ノ浦工場長 | | |

■ 取締役候補者とした理由

芹澤雄二氏は、当社及び当社グループ会社において長年にわたり経営に携わり、2015年3月から取締役執行役員を務めております。ファインカーボン事業、黒鉛電極事業や管理部門を中心に豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役候補者といえました。

候補者
番号

3

辻

まさふみ
雅史

再任



- 生年月日 1963年1月10日（満57歳）
- 取締役在任年数 3年
- 取締役会への出席状況 100%（17回／17回）
- 所有する当社株式数 48,000株

■ 略歴、地位及び担当

1986年4月 当社入社
 2014年3月 当社理事カーボンブラック事業部長
 2015年3月 当社執行役員カーボンブラック事業部長
 2016年1月 当社執行役員電極事業部長
 2017年1月 当社執行役員ファインカーボン事業部長

2017年3月 当社取締役執行役員ファインカーボン事業部長
 2020年1月 当社取締役執行役員経営企画部・戦略投資部・
 販売企画部副管掌 兼 経営企画部長
 2020年2月 当社取締役執行役員経営企画部・戦略投資部・
 販売企画部副管掌 兼 経営企画部長 兼 販売企
 画部長（現任）

（重要な兼職の状況）

TOKAI CARBON U.S.A.,INC.取締役会会長
 MWI,INC.取締役会副会長
 Tokai Carbon Korea Co., Ltd.代表理事会長
 TOKAI CARBON EUROPE GmbHシェアホルダーズコミッティ会長
 TOKAI CARBON DEUTSCHLAND GmbHシェアホルダーズコミッティ会長
 東海耀碳素（大連）有限公司董事長

■ 取締役候補者とした理由

辻雅史氏は、人事部長、経営企画室長、カーボンブラック事業部長、電極事業部長、ファインカーボン事業部長等を歴任し、2017年3月から取締役執行役員を務めております。企画・管理から営業に至るまで、当社事業に係る豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

やまぐち

山口

かつゆき

勝之

再任

- 生年月日 1964年3月29日（満55歳）
- 取締役在任年数 1年
- 取締役会への出席状況 100%（14回／14回）
- 所有する当社株式数 19,000株



■ 略歴、地位及び担当

1988年4月 当社入社
2015年9月 当社技術本部技術エンジニアリング部長
2016年12月 当社理事技術本部長

2018年3月 当社執行役員技術本部長
2019年3月 当社取締役執行役員技術本部長
2019年6月 当社取締役執行役員技術本部長、環境安全管理部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

山口勝之氏は、当社入社以来、主に研究開発部門に従事し、技術エンジニアリング部長、技術本部長を歴任し、2019年3月からは取締役執行役員を務めております。当社における豊富な業務経験と、研究開発、製造、エンジニアリング部門に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

やまもと

山本

しゅん じ

俊二

再任



- 生年月日 1962年3月8日（満58歳）
- 取締役在任年数 1年
- 取締役会への出席状況 100%（14回／14回）
- 所有する当社株式数 9,500株

■ 略歴、地位及び担当

1985年4月 当社入社

2013年3月 当社九州若松工場長

2015年6月 当社カーボンブラック事業部生産技術部長

2016年3月 THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.取締役マネージングディレクター

2018年3月 当社執行役員、THAI TOKAI CARBON

PRODUCT CO., LTD.取締役マネージングディレクター

2019年3月 当社取締役執行役員、TCCB Genpar LLC ディレクター（現任）

（重要な兼職の状況）

TCCB Genpar LLC ディレクター

■ 取締役候補者とした理由

山本俊二氏は、当社入社以来、主に製造部門に従事し、九州若松工場長、カーボンブラック事業部生産技術部長を歴任し、2019年3月からは取締役執行役員を務めております。また、2016年3月からは当社グループ会社のTHAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.の経営トップとして手腕を発揮し、当社における豊富な業務経験と、製造、エンジニアリング部門に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

ます だ
増田

ひろ ふみ
浩文

新任

- 生年月日 1961年11月3日（満58歳）
- 所有する当社株式数 30,200株



■ 略歴、地位及び担当

1985年4月 当社入社
2012年8月 当社電極事業部販売部長
2015年3月 当社大阪支店長、名古屋支店長
2016年3月 当社カーボンブラック事業部販売部長

2017年3月 THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.
取締役 デュプティ・マネージングディレクター
2019年3月 当社執行役員、THAI TOKAI CARBON PRODUCT
CO., LTD. 取締役 マネージングディレクター
2020年1月 当社執行役員カーボンブラック事業部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

増田浩文氏は、当社入社以来、主に当社販売部門に従事し、電極事業部販売部長、カーボンブラック事業部販売部長を歴任し、2019年3月からは執行役員を務めております。また2017年3月からは当社グループ会社のTHAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.の経営トップとして手腕を発揮し、また当社における豊富な業務経験と、販売部門に関する知見を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7

かんばやし

神林

のぶみつ

伸光

再任

社外

独立



- 生年月日 1948年5月28日（満71歳）
- 社外取締役在任年数 4年
- 取締役会への出席状況 100%（17回／17回）
- 所有する当社株式数 13,900株

■ 略歴、地位及び担当

1971年4月	川崎重工業株式会社入社	2010年10月	川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役 船舶海洋カンパニープレジデント
2002年10月	株式会社川崎造船取締役	2013年4月	川崎重工業株式会社取締役
2005年6月	同社常務取締役	2013年6月	同社顧問
2008年4月	川崎重工業株式会社常務執行役員、株式会社川崎造船取締役副社長	2015年6月	一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長（現任）
2009年6月	川崎重工業株式会社常務取締役	2016年3月	当社社外取締役（現任）
2010年4月	株式会社川崎造船代表取締役社長、川崎重工業株式会社常務取締役（非常勤）	2017年6月	乾汽船株式会社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長
乾汽船株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

神林伸光氏は、株式会社川崎造船代表取締役社長、川崎重工業株式会社常務取締役船舶海洋カンパニープレジデント等を歴任し、2016年3月から当社社外取締役に務めております。グローバルに事業展開する製造業の経営者としての豊富な経験と見識のもとに、客観的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する適切な助言を行っており、引き続き取締役候補者としてしました。

- （注） 1. 神林伸光氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 神林伸光氏は、社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、神林伸光氏が社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 神林伸光氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者
番号

8

たな はし
棚橋

じゅん いち
純一

新任

社外

独立

■ 生年月日

1948年5月7日（満71歳）

■ 所有する当社株式数

0株



■ 略歴、地位及び担当

1981年4月 日本化学工業株式会社入社
1984年7月 同社取締役
1986年7月 同社常務取締役
1989年6月 同社取締役社長
2005年4月 同社代表取締役会長

2005年5月 日本無機薬品協会 相談役（現任）
2009年12月 富士化学株式会社社外取締役（現任）
2014年5月 一般社団法人日本紛体工業技術協会副会長（現任）
2015年6月 日本化学工業株式会社取締役会長（現任）

（重要な兼職の状況）

日本無機薬品協会相談役
富士化学株式会社社外取締役
一般社団法人日本紛体工業技術協会副会長
日本化学工業株式会社取締役会長

■ 社外取締役候補者とした理由

棚橋純一氏は、グローバルに事業展開する素材製造業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、業務執行を行う経営陣から独立した立場で経営への助言および経営の監督機能を果たすことができるものと判断し、取締役候補者となりました。

（注） 1. 棚橋純一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 棚橋純一氏は、社外取締役候補者であります。

3. 責任限定契約の内容の概要

本議案が原案どおり承認され、棚橋純一氏が社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。

4. 棚橋純一氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役掛橋和幸氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

かけ はし かず ゆき
掛橋 和幸

再任



■ 生年月日	1951年12月7日（満68歳）
■ 監査役在任年数	4年
■ 取締役会への出席状況	100%（17回／17回）
■ 監査役会への出席状況	100%（16回／16回）
■ 所有する当社株式数	18,800株

■ 略歴、及び地位

1975年4月	東洋カーボン株式会社[現当社]入社	2010年3月	当社開発戦略本部開発企画部長
2001年3月	当社ファインカーボン事業部生産技術部長	2010年8月	東海高熱工業株式会社取締役
2004年3月	当社田ノ浦工場長	2015年3月	同社常務執行役員
2009年3月	当社湘南事業所長、茅ヶ崎工場長、開発戦略本部工業化グループ長	2016年3月	当社監査役
2009年8月	当社ファインカーボン事業部長付	2018年11月	当社常勤監査役
2009年9月	当社開発戦略本部長付	2019年3月	当社監査役
		2019年5月	当社常勤監査役（現任）

■ 監査役候補者とした理由

掛橋和幸氏は、当社入社以来、主に当社技術部門に従事し、2010年8月からは東海高熱工業株式会社において経営にも携わり、豊富な経験と見識を有することから、監査役として当社経営に対して適切な助言ができるものと判断しております。

（注）責任限定契約の内容の概要

本議案が原案どおり承認され、掛橋和幸氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ひ う ら も と か ず
檜 浦 幹 和

社 外

独 立

- 生年月日 1955年2月12日（満65歳）
- 所有する当社株式数 0株



■ 略歴、及び地位

1977年4月 大日精化工業株式会社入社
2014年4月 同社理財部長

2015年4月 同社経理・財務本部長
2019年3月 同社退社（現在に至る）

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

檜浦幹和氏は、大日精化工業株式会社において長年にわたり経理・財務部門に従事し、職務を通じて培われた経理財務に関する専門的な知識を有していることから、会社経営に関与したことはありませんが、上記の経験に基づき、社外監査役として当社経営に対して適切な助言ができるものと判断しております。

- (注) 1. 檜浦幹和氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 檜浦幹和氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、檜浦幹和氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 檜浦幹和氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬の額は、2006年3月30日開催の2005年度定時株主総会において、年額3億5,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

(ご参考)

【社外役員独立性基準】

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

また、当社は社外役員の独立性に関して以下のとおり独自の基準を定めております。

- 1 当社グループ（当社及びその連結子会社）の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人）（過去に当社グループにおいて業務執行者であった者を含む）
- 2 当社の現在の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を有する株主）又はその業務執行者
- 3 (1) 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社との取引額が当社年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
(2) 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者又はその業務執行者
- 4 当社グループの主要な借入先（直近の事業年度末の借入残高が当社連結総資産の2%を超える者）又はその業務執行者
- 5 コンサルタント、弁護士、公認会計士その他の専門的サービスを提供する者については、当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間10百万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者ではなく、その者が所属する会計・法律事務所その他の団体が、当社グループを主要な取引先（当該団体の年間売上高の2%以上を基準とする）としていること。
- 6 当社の会計監査人の代表社員又は社員
- 7 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する法人の業務執行者
- 8 当社グループから多額の寄付・助成（年間10百万円以上を基準とする）を受けている者又はその業務執行者
- 9 当社グループの役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）又は使用人を、役員等に選任している法人の業務執行者
- 10 1.-9.に掲げる者の近親者（配偶者又は2親等以内の親族）
- 11 過去3年間に於いて2.-9.に該当する者、もしくはその近親者

上記のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の深刻化、英国のEU離脱問題、欧州経済の減速等から、全体として成長が鈍化いたしました。わが国の経済は、外需での弱さが見られるものの、総じて堅調な推移となりました。

このような情勢下、当社グループは2019年から2021年の3年間を対象とした中期経営計画を策定し、「収益基盤の強化」「成長機会の拡大」「連結ガバナンス体制構築」の3つの基本方針をもとに、2021年の定量目標として設定した売上高3,800億円、営業利益1,130億円、ROS30%の達成を目指してまいりました。M&Aを活用した成長機会の追求等、T-2021施策の実現にも努めたものの、世界経済の減速を背景とした黒鉛電極市況の変化を主因に、特に、第2四半期以降、厳しい経営を余儀なくされました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前期比13.3%増の2,620億2千8百万円となりました。営業利益は前期比25.6%減の543億4千4百万円となりました。経常利益は前期比27.4%減の529億8千6百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期比56.4%減の319億9千4百万円となりました。

売上高

2,620億2千8百万円 前期比 13.3%増 

営業利益

543億4千4百万円 前期比 25.6%減 

経常利益

529億8千6百万円 前期比 27.4%減 

親会社株主に帰属する当期純利益

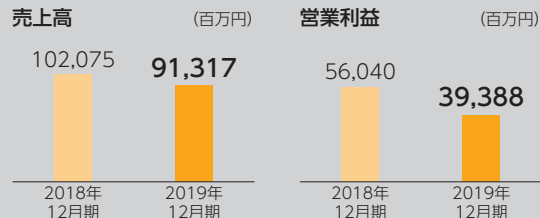
319億9千4百万円 前期比 56.4%減 

黒鉛電極事業

売上高構成比
34.9%



黒鉛電極は、スクラップ（鉄くず）を溶かして鉄へリサイクルする電気炉での製鋼において、導電体としてなくてはならない中心的な素材です。
約1,600℃の高温になってスクラップを溶かします。



主要原材料の世界的なひっ迫等により販売価格は前期比で上昇いたしました。一方で、黒鉛電極のひっ迫を背景に前年に積み増しされた顧客の電極在庫や米中貿易摩擦の影響等により電極の引き取り量は前期比で低下いたしました。

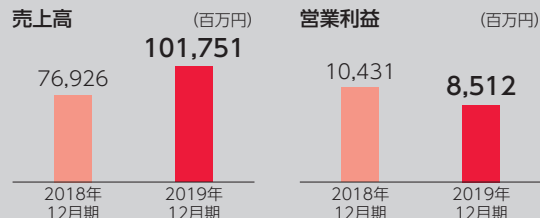
この結果、当事業の売上高は前期比10.5%減の913億1千7百万円となり、営業利益は前期比29.7%減の393億8千8百万円となりました。

カーボンブラック事業

売上高構成比
38.8%



カーボンブラックは主にタイヤの補強材として使われます。
また、黒色顔料としても使われており、皆様の周りの「黒い」製品には、カーボンブラックが入っております。



当社対面業界であるタイヤメーカー向けの販売において、アジア地域では米中貿易摩擦の影響を受け販売数量が前期比で減少いたしました。一方、米国の新拠点Tokai Carbon CB Ltd.が2018年9月より連結寄与したため、前期比で販売数量が上昇いたしました。

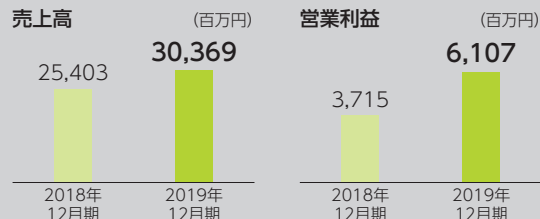
この結果、当事業の売上高は前期比32.3%増の1,017億5千1百万円となり、営業利益は前期比18.4%減の85億1千2百万円となりました。

ファインカーボン事業

売上高構成比
11.6%



半導体用シリコンや太陽電池の製造過程で
使用される、さまざまな特殊黒鉛製品
です。
一般産業用の各種金型、連続鑄造ノズル
など多彩に形を変えて使用されます。

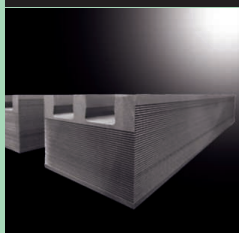


半導体、太陽光発電、一般産業用向けはいずれも堅調に推移いたしました。また、韓国のTokai Carbon Korea Co., Ltd.が2018年6月より連結子会社となり、売上高、営業利益の増加に寄与いたしました。

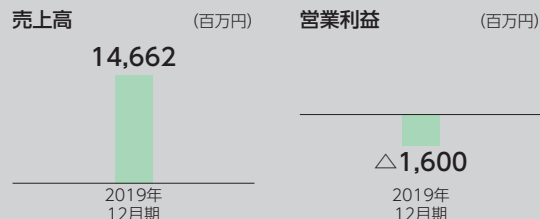
この結果、当事業の売上高は前期比19.5%増の303億6千9百万円となり、営業利益は前期比64.4%増の61億7百万円となりました。

精錬ライニング事業

売上高構成比
5.6%



アルミニウム精錬炉のライニング材として
使われるカソードブロックを軸に、製
鉄所の主要設備である高炉の炉底ライ
ニングに使われる高炉用ブロック、金属シ
リコンなどの精錬に使われる炭素電極の
3つの製品を製造・販売しています。
子会社であるTokai COBEX HoldCo
GmbHが展開しています。



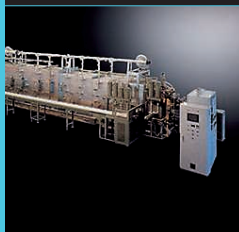
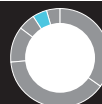
当社は2019年7月26日にドイツの炭素黒鉛製品メーカーTokai COBEX HoldCo GmbH (旧商号COBEX HoldCo GmbH) 及びそのグループ会社を連結子会社化したことから、報告セグメントを追加しております。主な事業は、アルミ精錬用カソード、高炉用ブロック、炭素電極等の研究開発、製造、販売となります。

当連結会計年度においては、当事業の8月から12月までの5か月間の経営成績と企業結合に係る一過性の費用等約36億円が含まれております。

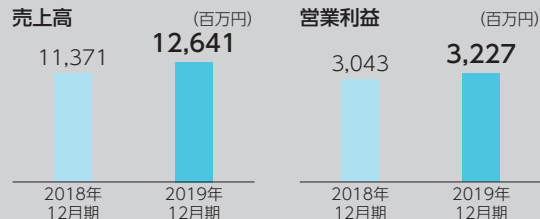
この結果、当事業の売上高は146億6千2百万円となり、営業損益は16億円の損失となりました。

工業炉及び関連製品事業

売上高構成比
4.8%



セラミック、電子部品、金属、ガラスなどを熱処理するときに使われる工業炉と関連製品です。
グループ企業である東海高熱工業（株）が製造・販売しています。

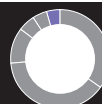


工業炉の売上高は、主要需要先である情報技術関連業界向け及びエネルギー関連業界の設備投資が引き続き進んだことから、前期比増となりました。発熱体その他製品の売上高は、米中貿易摩擦の影響等により電子部品業界及び中国向けの需要が減少し前期比減となりました。

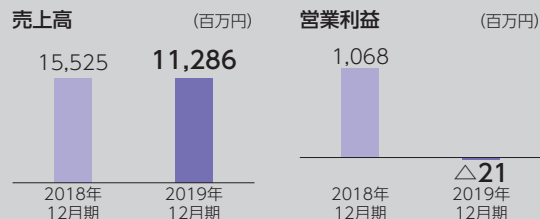
この結果、当事業の売上高は前期比11.2%増の126億4千1百万円となり、営業利益は前期比6.1%増の32億2千7百万円となりました。

その他事業

売上高構成比
4.3%



摩擦材は、二輪車・トラック・バス・鉄道などさまざまな車両のブレーキ、クラッチの部品に使用され、動力伝達をコントロールします。
負極材は、スマートフォンや電気自動車などに使われるリチウムイオン二次電池用負極材を製造し、電池メーカーに供給しております。



摩擦材 事業再構築の一環として実施している四輪市販向け市場撤退を主要因として、売上高が減少いたしました。その他市場では、産業用ロボット向け、鉱山機械を中心とした建機向けの需要が減少いたしました。この結果、摩擦材の売上高は前期比21.1%減の74億8千万円となりました。

負極材 リチウムイオン二次電池用負極材の市場は、CO2排出規制の強化、米国でのZero-Emission-Vehicle規制の対象メーカー拡大、中国でのNew-Energy-Vehicle施策の導入等により拡大しておりますが、前期比で数量が伸びずに売上高は減少いたしました。

この結果、負極材の売上高は前期比37.9%減の36億6千1百万円となりました。

その他 不動産賃貸等その他の売上高は前期比3.8%減の1億4千4百万円となりました。

以上により、当事業の売上高は前期比27.3%減の112億8千6百万円となり、営業損益は2千1百万円の損失(前期は10億6千8百万円の営業利益)となりました。

事業別の売上高・営業利益

(単位：百万円)

区 分	2018年度（前連結会計年度）		2019年度（当連結会計年度）	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益
黒鉛電極事業	102,075	56,040	91,317	39,388
カーボンブラック事業	76,926	10,431	101,751	8,512
ファインカーボン事業	25,403	3,715	30,369	6,107
精錬ライニング事業	－	－	14,662	△1,600
工業炉及び関連製品事業	11,371	3,043	12,641	3,227
摩 擦 材	9,480		7,480	
負 極 材	5,894		3,661	
そ の 他	150		144	
そ の 他 事 業	15,525	1,068	11,286	△21
調 整 額	－	△1,233	－	△1,270
合 計	231,302	73,065	262,028	54,344

(注) 2019年度において、Tokai Carbon Korea Co., Ltd.及びTokai Carbon CB Ltd.との企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2018年度の関連する諸数値について遡及修正をしております。

② 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と総額100億円のコミットメントライン契約及び総額300億円の当座貸越契約をそれぞれ締結しております。なお、当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に基づく借入実行残高は100億円、当座貸越契約に基づく借入実行残高は60億円であります。

また、当連結会計年度においては、2019年7月5日に第1回無担保社債100億円を発行している他、ドイツの炭素黒鉛製品メーカーであるCOBEX HoldCo GmbHの全株式取得に係る支払資金に充当することを目的として、取引金融機関から短期借入により総額700億円の資金調達を行っております。この短期借入の借り換えに充当するため、2019年12月10日に第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）250億円を発行している他、2019年12月27日に取引金融機関と総額250億円の劣後特約付タームローン契約を締結し資金調達を行っております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、主に黒鉛電極事業におけるTOKAI CARBON GE LLCの設備増強等により総額243億3千3百万円（前期比106.3%増）の設備投資を実施しております。

2. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	88,580	106,252	231,302	262,028
経 常 利 益 (百万円)	1,702	12,855	72,991	52,986
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (百万円)	△7,929	12,346	73,393	31,994
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△37.20	57.92	344.32	150.10
総 資 産 (百万円)	158,824	184,730	329,868	462,872
純 資 産 (百万円)	112,989	127,130	207,833	232,975
1株当たり純資産額 (円)	520.69	592.83	877.96	993.84

(注) 1. 2019年度において、Tokai Carbon Korea Co., Ltd.及びTokai Carbon CB Ltd.との企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2018年度の関連する諸数値について遡及修正をしております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を2019年度の期首から適用しており、2018年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	46,125	51,751	87,807	84,543
経 常 利 益 (百万円)	157	6,836	29,652	34,687
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△10,849	8,225	21,487	26,511
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△50.90	38.59	100.81	124.38
総 資 産 (百万円)	122,384	134,865	200,726	304,689
純 資 産 (百万円)	85,002	93,469	107,167	126,699
1株当たり純資産額 (円)	398.77	438.50	502.77	594.41

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を2019年度の期首から適用しており、2018年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
TOKAI CARBON GE LLC(注)1,3	—	100.0 % (100.0)	黒鉛電極の製造販売
TOKAI ERFTCARBON GmbH	818,067 ユーロ	100.0	黒鉛電極の製造販売
Tokai Carbon CB Ltd.(注)1,3	—	100.0 (100.0)	カーボンブラックの製造販売
THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.	800,000 キバーツ	100.0	カーボンブラックの製造販売
C a n c a r b L i m i t e d	102,276 千カナダドル	100.0	カーボンブラックの製造販売
東海炭素(天津)有限公司	989,306 千人民元	100.0	カーボンブラックの製造販売
Tokai Carbon Korea Co.,Ltd.(注)2	5,837,500 千韓国ウォン	44.4	ファインカーボンの製造販売
東海ファインカーボン株式会社	220 百万円	100.0	ファインカーボンの製造販売
Tokai COBEX GmbH(注)3	25,000 ユーロ	100.0 (100.0)	アルミ精錬用カソード、高炉用ブ ロック、炭素電極等の販売
東海高熱工業株式会社	1,400 百万円	100.0	工業炉、炭化けい素発熱体の製造 販売

(注) 1. 米国法上のLimited Liability Company及びLimited Partnershipについては、資本金の概念と正確に一致するものがないことから資本金の額は記載しておりません。

2. Tokai Carbon Korea Co.,Ltd.は、当社の議決権比率が44.4%ですが、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)第7項に基づく実質基準により連結子会社としております。

3. 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

③ 重要な企業結合等の状況

2019年7月26日付でCOBEX HoldCo GmbH及びそのグループ会社であるCOBEX GmbH、COBEX Polska sp. z o.o.、並びにCOBEX (Shanghai) Ltd.の全株式の取得を完了し、連結子会社としております。これに伴い、COBEX HoldCo GmbHをTokai COBEX HoldCo GmbHへ、COBEX GmbHをTokai COBEX GmbHへ、COBEX Polska sp. z o.o.をTokai COBEX Polska sp. z o.o.へ商号変更いたしました。COBEX (Shanghai) Ltd.につきましては現在Tokai COBEX (Shanghai) Ltd.への商号変更手続き中です。

4. 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画「T-2021」（2019年～2021年）の基本方針「収益基盤の強化」「成長機会の拡大」「連結ガバナンス体制構築」のもと重点施策を着実に実行してまいりました。2019年7月には、アルミ産業分野向けの炭素・黒鉛製品メーカーであるCOBEX HoldCo GmbH（現：Tokai COBEX HoldCo GmbH）を買収するなど、成長戦略を推進しました。

こうしたなか、2019年の当社業績は、欧州経済の低迷や米中貿易摩擦による世界経済の減速などの影響を受けた結果、買収による増収効果はありましたが、売上高2,620億円、営業利益543億円となりました。

当社グループを取り巻く事業環境は、きわめて不透明な状況にあります。米中貿易戦争、英国のBrexit問題、中東情勢の緊張など政治・経済情勢が混迷を続けるなか、世界経済も大きく減速し、日本の製造業も弱含みで推移しております。一部に改善や回復に向けた動きは出てきているものの、新型コロナウイルスの感染拡大など今後の世界経済に深刻な影響を与える事象も発生しております。当社グループは、今後も内外の諸情勢を慎重に注視し、環境の変化に柔軟に対応していく方針です。

このような環境のなか、当社グループは、2020年から2022年を対象としたローリング新中期計画「T-2022」を策定いたしました。2020年は、黒鉛電極の在庫調整等の影響で一時的な業績の下振れが見込まれますが、前回中期経営計画「T-2021」の基本方針を引き続き踏襲し、事業環境の変化もふまえ、各種重点施策を推進する所存です。特に、昨年連結子会社化したTokai COBEX HoldCo GmbHをはじめとする、ここ数年間の買収に伴う連結子会社のPMI(統合作業)を確実に実行し、成長軌道への回帰を図るとともに経営基盤をさらに強化してまいります。

また、2015年9月の国連サミットでSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、官民一体となった取り組みが展開される中、ESG（環境、社会、ガバナンス）への対応が、重要な経営課題と位置付けられるようになりました。当社グループにおいても、グローバルに広がるさまざまな課題の解決と企業経営をシンクロナイズさせ、社会のサステナビリティへ貢献すべく、中期経営計画の中で「ESG経営基盤構築」を重点施策に掲げ、ESGの観点から、当社として優先的に取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を特定し、課題解決に向けた活動を開始しております。活動状況につきましては、今後当社のウェブサイト等を通じて、適宜開示してまいります。

当社グループは、長期ビジョン「炭素で社会を支えるグローバル企業」実現に向けて、企業理念である「信頼の絆」と四つの行動指針（価値創造力、公正、環境調和、国際性）のもと、顧客、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応え、企業としての社会的責任（CSR）を果たしてまいります。

5. 主要な事業内容

事業内容	主要製品
黒鉛電極事業	電気製鋼炉用黒鉛電極
カーボンブラック事業	カーボンブラック(ゴム製品用・黒色顔料用・導電用)
ファインカーボン事業	特殊炭素製品、ソリッドSiC、SiCコート
精錬ライニング事業	アルミ精錬用カソード、高炉用ブロック、炭素電極等
工業炉及び関連製品事業	工業用電気炉、炭化けい素発熱体
その他の事業	摩擦材、リチウムイオン二次電池用負極材

6. 主要な営業所及び工場

会社名	所在地
東海カーボン株式会社	本社（東京都）、支店（大阪府、愛知県）、工場（宮城県、神奈川県、愛知県、滋賀県、山口県、福岡県、熊本県）、研究所（静岡県、愛知県、山口県）
東海ファインカーボン株式会社	本社・工場（神奈川県）、工場（山梨県）、営業所（大阪府）
東海高熱工業株式会社	本社（東京都）、支店（京都府）、工場（宮城県）
東海マテリアル株式会社	本社・工場（千葉県）、支店（大阪府）
TOKAI CARBON GE LLC	本社・工場（米国）
TOKAI ERFTCARBON GmbH	本社・工場（ドイツ）
Tokai Carbon CB Ltd.	本社・工場（米国）
THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.	本社・工場（タイ）
Cancarb Limited	本社・工場（カナダ）
東海炭素（天津）有限公司	本社・工場（中国）
Tokai Carbon Korea Co., Ltd.	本社・工場（韓国）
東海耀碳素（大連）有限公司	本社・工場（中国）
Tokai COBEX HoldCo GmbH	本社（ドイツ）、工場（ポーランド）、販売拠点（中国）

7. 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
黒鉛電極事業	558名	13名増
カーボンブラック事業	932	7増
ファインカーボン事業	804	33増
精錬ライニング事業	708	708増
工業炉及び関連製品事業	251	8増
その他事業	332	15減
全社（共通）	129	16増
合計	3,714	770増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は特定の事業セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
 3. 精錬ライニング事業の従業員数が前連結会計年度末と比べて大幅に増加したのは、2019年7月26日付でTokai COBEX HoldCo GmbH及びそのグループ会社である3社を連結子会社化したためであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	708名	28名増	40.9歳	14.5年
女性	61	12増	39.7	10.8
合計	769	40増	40.8	14.2

(注) 従業員数は就業人員数であります。

8. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	39,000百万円
株式会社山口銀行	5,515
株式会社福岡銀行	4,765
株式会社肥後銀行	4,510
株式会社山梨中央銀行	3,655

2 会社の現況

1. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 598,764,000株
- ② 発行済株式の総数 224,943,104株
- ③ 株主数 98,437名（前期末比 25,233名増）

④ 大株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,595	5.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,316	4.84
株式会社三菱UFJ銀行	7,958	3.73
三菱商事株式会社	6,748	3.17
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,290	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱ケミカル株式会社口）	5,900	2.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	4,248	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	2,777	1.30
野村信託銀行株式会社（投信口）	2,529	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	2,460	1.15

（注） 1. 当社は、自己株式を11,790千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. コーポレート・ガバナンスの状況と会社役員に関する事項

① コーポレート・ガバナンスの状況

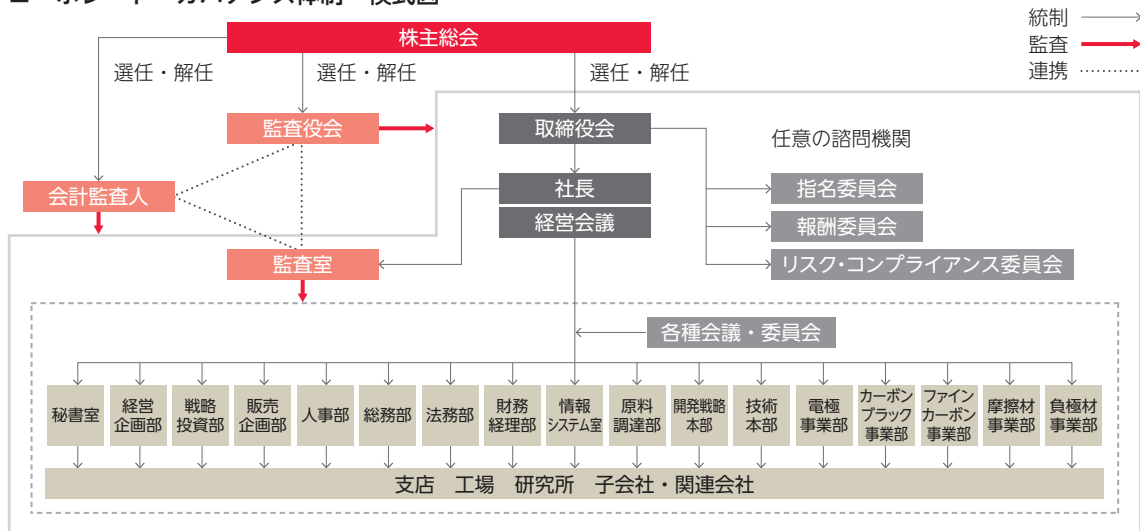
a 基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を経営の最重要課題としており、その実現のために、お客様、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応え、良好な関係を構築していくことが重要との考えの下、「信頼の絆」を基本理念といたしております。このような観点から、「行動指針」、「企業倫理綱領」の考え方も踏まえ、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

b コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制 模式図



2020年1月1日時点

【取締役会】

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、原則、月次で開催しております。取締役は8名であり、うち2名は社外取締役です。取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役が過半数を占める指名委員会・報酬委員会を設置し、取締役会傘下の任意の委員会として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

【監査役・監査役会】

当社は、監査役会を原則月次で開催しております。監査役は4名であり、うち2名は社外監査役です。監査役は、監査役会で決議した監査方針・計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席や業務及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務遂行状況を監査しております。

【業務執行】

取締役会の下に経営会議を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する重要事項を協議決定しております。経営会議傘下には、各種委員会が設置され、審議結果を経営会議に上程することにより、経営会議の協議を補完しております。また、当社は、業務執行を行う役員の機能・責任明確化の観点から、執行役員制度を導入しており、取締役会において選任された15名の執行役員が業務執行を担っております。

【内部監査・会計監査】

当社は、内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、当社及びグループ各社の業務に関する内部監査等を通じて内部統制の改善強化に努めております。指摘事項の改善状況については、監査後のフォローアップを徹底しております。また重要な監査結果は取締役会に報告しております。

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査人は、独立の第三者としての立場から計算書類及び財務諸表監査を実施し、当社は監査の結果の報告を受けて、内部統制等の検討課題等について適宜意見を交換し、指摘事項等の改善を実施しております。また、当社は会計監査人に対し情報やデータを提供し、迅速かつ正確な監査が実施できるような環境を整えております。なお、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

C 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、監査役による監査と内部監査機能の強化を基本としつつ、複数の社外取締役の選任や任意の委員会の設置によって取締役会の経営監督機能を強化し、適正な経営管理体制の実現を図っております。また、当社は、業務執行を行う役員の機能・責任明確化の観点から、執行役員制度を導入しており、経営会議設置と併せ、業務執行機能の充実・強化を図っております。現行体制は、有効に機能していると考えておりますが、引き続き、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

② 会社役員に関する事項

a 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	長 坂 一	
取 締 役 副社長執行役員	室 伏 信 幸	社長補佐、経営企画室管掌 (TOKAI CARBON US HOLDINGS INC.取締役社長)
取 締 役 執行役員	芹 澤 雄 二	人事部・総務部・法務部管掌
取 締 役 執行役員	辻 雅 史	ファインカーボン事業部長 (TOKAI CARBON U.S.A.,INC.取締役会会長、MWI,INC.取締役会副会長、Tokai Carbon Korea Co., Ltd. 代表理事会長、TOKAI CARBON EUROPE GmbHシェアホルダーズコミッティ会長、TOKAI CARBON DEUTSCHLAND GmbHシェアホルダーズコミッティ会長、東海輝碳素（大連）有限公司董事長)
取 締 役 執行役員	山 口 勝 之	技術本部長、環境安全管理部長
取 締 役 執行役員	山 本 俊 二	(TCCB Genpar LLC ディレクター)
取 締 役	熊 倉 禎 男	(中村合同特許法律事務所パートナー弁護士、日本製粉株式会社社外取締役)
取 締 役	神 林 伸 光	(一般財団法人日本船舶技術研究協会理事、乾汽船株式会社社外取締役)
常 勤 監 査 役	細 谷 正 直	
常 勤 監 査 役	掛 橋 和 幸	
監 査 役	窪 田 健 一	(公認会計士窪田事務所)
監 査 役	小 柏 薫	(小柏薫税理士事務所、センコン物流株式会社社外取締役監査等委員)

- (注) 1. 取締役のうち、山口勝之及び山本俊二の両氏は2019年3月28日開催の2018年度定時株主総会において選任され就任いたしました。
2. 細谷正直氏は2019年3月28日開催の2018年度定時株主総会終結の時をもって当社取締役を任期満了により退任いたしました。
3. 監査役のうち、細谷正直及び窪田健一の両氏は2019年3月28日開催の2018年度定時株主総会において選任され就任いたしました。
4. 寒川恒久及び浅川幸久の両氏は2019年3月28日開催の2018年度定時株主総会終結の時をもって当社監査役を辞任により退任いたしました。
5. 名村祥夫氏は2019年5月9日をもって辞任により当社監査役（常勤監査役）を退任いたしました。なお、担当及び重要な兼職の状況の該当事項はございません。
6. 監査役のうち、小柏薫氏は2019年3月28日開催の2018年度定時株主総会において補欠監査役に選任されており、名村祥

夫氏の監査役退任に伴い、2019年5月9日に監査役に就任いたしました。

- 7. 取締役のうち、熊倉禎男及び神林伸光の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 8. 監査役のうち、窪田健一及び小柏薫の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 9. 当社は、社外取締役の熊倉禎男及び神林伸光の両氏並びに社外監査役の窪田健一及び小柏薫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 10. 監査役のうち、窪田健一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 11. 監査役のうち、小柏薫氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

専任執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常務執行役員	福 田 敏 昭	開発戦略本部長
執 行 役 員	松 原 和 彦	財務経理部・情報システム室管掌
執 行 役 員	山 家 裕 司	(オリエンタル産業株式会社代表取締役社長)
執 行 役 員	高 橋 宏	摩擦材事業部長 (東海能代精工株式会社代表取締役社長)
執 行 役 員	真 先 隆 史	カーボンブラック事業部長(東海炭素(天津)有限公司董事長、Cancarb Limited取締役会会長、Tokai Carbon CB Ltd.取締役会会長)
執 行 役 員	片 岡 和 人	電極事業部生産技術部長
執 行 役 員	三 浦 光 治	知多研究所長
執 行 役 員	榎 谷 謙 士	電極事業部長(TOKAI ERFTCARBON GmbHアドバイザリーボード会長、TOKAI CARBON GE LLC取締役会会長)
執 行 役 員	増 田 浩 文	(THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO.,LTD.取締役マネージングディレクター)

b 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の熊倉禎男及び神林伸光の両氏並びに監査役の細谷正直、掛橋和幸、窪田健一及び小柏薫の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (2)	247 百万円 (26)
監 査 役 (うち社外監査役)	7 名 (4)	51 百万円 (18)
合 計 (うち社外役員)	16 名 (6)	298 百万円 (44)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2006年3月30日開催の2005年度定時株主総会において年額合計350百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2006年3月30日開催の2005年度定時株主総会において年額合計65百万円以内と決議いただいております。
3. 支給人員及び報酬等の総額には、2019年3月28日開催の2018年度定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名並びに2019年5月9日に辞任した監査役1名を含めております。なお、当事業年度末現在の役員の人数は、取締役8名（うち社外取締役2名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）であります。

④ 社外役員に関する事項

a 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	主 要 兼 務 先	兼 務 役 職
社 外 取 締 役	熊 倉 禎 男	中村合同特許法律事務所 日本製粉株式会社	パートナー弁護士 社外取締役
社 外 取 締 役	神 林 伸 光	一般財団法人日本船舶技術研究協会 乾汽船株式会社	理事長 社外取締役
社 外 監 査 役	窪 田 健 一	公認会計士窪田事務所	公認会計士
社 外 監 査 役	小 柏 薫	小柏薫税理士事務所 センコン物流株式会社	税理士 社外取締役監査等委員

- (注) 1. 当社と中村合同特許法律事務所との間に、重要な取引関係はありません。
2. 当社と日本製粉株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
3. 当社と一般財団法人日本船舶技術研究協会との間に、重要な取引関係はありません。
4. 当社と乾汽船株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
5. 当社と公認会計士窪田事務所との間に、重要な取引関係はありません。
6. 当社と小柏薫税理士事務所との間に、重要な取引関係はありません。
7. 当社とセンコン物流株式会社との間に、重要な取引関係はありません。

b 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	熊 倉 禎 男	熊倉氏は非常勤取締役として、17回開催の取締役会に17回出席いたしました。弁護士としての職務を通じて培われた専門知識、豊富な経験及び見識に基づき、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、また経営全般について適宜質問・提言を行いました。
取 締 役	神 林 伸 光	神林氏は非常勤取締役として、17回開催の取締役会に17回出席いたしました。他上場会社における経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、また経営全般について、適宜質問・提言を行いました。
監 査 役	名 村 祥 夫	名村氏は2019年5月9日付け退任まで常勤監査役として、5回開催の取締役会に5回出席、6回開催の監査役会に6回出席いたしました。信託銀行及びその関連会社における業務、経営経験を活かし、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。
監 査 役	窪 田 健 一	窪田氏は2019年3月28日付け就任以降、非常勤監査役として、14回開催の取締役会に13回出席、11回開催の監査役会に11回出席いたしました。公認会計士としての職務を通じて培われた専門知識、豊富な経験及び見識に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。
監 査 役	小 柏 薫	小柏氏は2019年5月9日付け就任以降、非常勤監査役として、12回開催の取締役会に11回出席、10回開催の監査役会に10回出席いたしました。税理士としての職務を通じて培われた専門知識、豊富な経験及び見識に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

4. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
(a)当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	108 百万円
(b)上記(a)の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	106 百万円
(c)上記(b)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	95 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、(c)の金額はこれらの金額を合計しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、TOKAI CARBON GE LLC、TOKAI ERFTCARBON GmbH、Tokai Carbon CB Ltd.、THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.、Cancarb Limited、東海炭素（天津）有限公司、Tokai Carbon Korea Co.,Ltd.及びTokai COBEX GmbHは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠等を精査し検討した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「コンフォートレター作成業務」及び「再生可能エネルギー促進賦課金減免申請業務」を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適正な職務の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等のほか、会計監査人の変更が相当と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について基本方針を以下のとおり定めております（2019年12月31日現在）。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会において「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」などの基本方針を定め、法令遵守を基本とする職務の執行を徹底する。
- (b) 法令・定款に従い、取締役会において、重要な業務の執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 内部監査の実施によりコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。
- (d) コンプライアンス確保のための教育、監査、指導を実施する。
- (e) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。
- (f) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体・個人との関係を遮断するとともに、斯かる勢力からの、不当、不法な要求には組織的に毅然として対応し、これには一切応じない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 『文書取扱規則』及び『電子情報管理規則』に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録、保存し、管理を行う。
- (b) 取締役及び監査役が、取締役の職務執行に係る情報の文書等を効率的に閲覧・検索できる体制を整備する。
- (c) 情報開示は、『情報開示基本方針』に従い、重要な決定を行ったときは、その事実をすみやかに適時適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社及び当社グループ会社は、重大な災害、事故等の不測の事態が発生したときには、『緊急事態発生時の対応指針』に基づき、迅速で適正な危機対応を行う。
- (b) 業務運営上の損失の危険を回避するため、経理・財務管理、取引先管理、輸出管理、環境・防災管理、品質管理、情報管理及び投資管理等に関連する規程・規則を制定・整備し、適正に運用する。
- (c) その他潜在的な事業リスクを低減・回避するため、日常的なリスク管理を各担当部署が実施するとともに、原則四半期ごとに開催されるリスク・コンプライアンス委員会にてリスク及びコンプライアンスに関する重要事項について討議し、その結果を踏まえ関係室部等に助言を行うとともに取締役会他経営に対して報告・提言を行い、リスクの把握と改善に努める。

- (d) 当社グループ会社は当社の定める子会社管理規程に基づき、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、速やかに当社及び当社監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役と執行役員の役割等を明確にすることにより、機動的かつ迅速に業務等の執行を推進する。
- (b) 取締役、社員が共有する全社的な目標として3事業年度を期間とする中期経営計画を策定、具体化するため毎事業年度の予算を策定し、総合計画会議の場で目標の確認と方針を定める。
- (c) 月次、四半期、年次ごとの財務報告を作成し、その実績、分析等を四半期ごとに取締役会に報告する。
- (d) 取締役並びに業務担当執行役員等で構成する経営会議、総合計画会議等重要な会議において、重要事項につき審議する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」、「倫理・コンプライアンス行動基準」を周知徹底する。
- (b) 法令遵守に関する研修や教育を推進する。
- (c) 内部監査の適正実施によるコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。
- (d) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。
- (e) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体・個人との関係を遮断するとともに、斯かる勢力からの、不当、不法な要求には組織的に毅然として対応し、これには一切応じない。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社及び当社グループ会社は、グループ共通の理念、行動指針に基づき経営され、事業目的の遂行と企業集団としての経営効率化の向上に資するよう『子会社管理規程』に従い、当社のグループ会社の定期的な計画、財務状況の報告と重要案件の事前報告・協議等を行い、業務の適正を確保する。
- (b) 当社は当社役職員をグループ会社の取締役や監査役として派遣することで、グループガバナンスの強化を図るとともに、リスク管理及びコンプライアンスの周知徹底を図る体制を整備する。
- (c) 当社グループ会社は、当社が策定する中期経営計画に基づき、グループ共通の経営目標を掲げるとともに、具体化するため毎事業年度の予算を策定する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 当社は、監査役から「職務を補助すべき使用人」を置くことを求められた場合、必要に応じて、監査役

の業務補助のための監査役スタッフの新設及び既設の内部監査の機能強化を検討する。

- (b) 監査役スタッフを置く場合は、同スタッフに監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。
- (c) 監査役スタッフの任免及び評価について常勤監査役の同意を得るものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われるための体制

- (a) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、取締役が直ちに監査役に報告する。
- (b) 当社グループ会社の取締役及び使用人は、子会社管理規程等で報告が定められている事項については、同規程等に基づき速やかに当社及び当社監査役に報告する。
- (c) 当社グループ会社の取締役及び使用人が当社監査役へ報告を行ったことを理由として不当な扱いを受けないものとする。
- (d) 監査役は、法令に従い取締役会に出席する他、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて取締役や使用人からその職務の執行状況を聴取する。
- (e) 監査役は、稟議書等重要な報告書等を閲覧する。
- (f) 監査役、監査法人及び監査室との間でそれぞれ相互に意思疎通及び情報交換を図る。
- (g) 監査役の職務の執行について生じる費用については、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、監査役の請求に応じて支出する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制システム基本方針」、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき整備・運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行い、当社並びに当社のグループ会社の財務報告の信頼性を確保する。

(内部統制システムの運用状況の概要)

① コンプライアンスに関する取り組み状況

四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク・コンプライアンスに関する重要事項につき討議し、関係部室等に助言を行うとともに、取締役会に報告を行いました。また、当社役員及び国内主要子会社トップに対し、外部講師、社内弁護士等によるコンプライアンス関連の講習会を毎年開催しております。さらに、毎年新入社員に対しても、コンプライアンス入門研修を実施し、関連法規やC S R等の企業として守るべきルールに関する教育を実施しております。

② 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組み状況

当社グループの経営方針に基づいた総合計画書の策定に際しては、事前に統括する事業部からグループ会社に

対し、経営方針に沿った目標・課題を説明・共有しております。年2回の総合計画会議においては、当社経営陣・監査役・幹部従業員及び主要グループ会社のトップが出席しており、計画目標、課題について討議して経営者の方針を決定、周知しております。また、当社役職員をグループ会社の取締役や監査役として派遣し、各グループ会社の取締役会への出席の機会を通じ、経営に関する指導・助言等、管理体制の強化を図っております。

③ 損失の危険の管理に対する取り組み状況

四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク・コンプライアンスに関する重要事項につき討議し、関係部室等に助言を行うとともに、取締役会に報告を行いました。また、子会社管理規程に基づき、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事項が当社関係部署及び当社監査役に報告される体制を構築しております。

④ 監査役が実効的に行われることに対する取り組み状況

監査役は、取締役会に出席する他経営会議、総合計画会議、経営戦略会議、部長会、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し職務の執行状況を聴取し、必要に応じ監査の視点から意見を述べており、職務執行側と監査役との意思疎通が図られております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	196,446	流動負債	117,541
現金及び預金	52,695	支払手形及び買掛金	24,857
受取手形及び売掛金	50,648	電子記録債務	4,078
商品及び製品	20,227	短期借入金	37,530
仕掛品	35,116	コマーシャル・ペーパー	30,000
原材料及び貯蔵品	31,036	一年以内返済長期借入金	833
その他	6,971	未払法人税等	3,658
貸倒引当金	△248	未払消費税等	359
固定資産	266,425	未払費用	2,813
有形固定資産	101,343	賞与引当金	1,550
建物及び構築物	23,092	その他	11,859
機械装置及び運搬具	42,139	固定負債	112,355
炉	4,700	社債	35,000
土地	7,315	長期借入金	44,666
建設仮勘定	17,792	繰延税金負債	21,431
その他	6,302	退職給付に係る負債	6,246
無形固定資産	141,966	役員退職慰労引当金	86
ソフトウェア	1,728	執行役員等退職慰労引当金	66
のれん	64,543	環境安全対策引当金	296
顧客関連資産	67,494	その他	4,561
その他	8,200	負債合計	229,896
投資その他の資産	23,115	(純資産の部)	
投資有価証券	18,842	株主資本	203,819
退職給付に係る資産	2,633	資本金	20,436
繰延税金資産	997	資本剰余金	17,333
その他	693	利益剰余金	173,310
貸倒引当金	△50	自己株式	△7,260
		その他の包括利益累計額	8,019
		その他有価証券評価差額金	8,415
		繰延ヘッジ損益	34
		為替換算調整勘定	△1,671
		退職給付に係る調整累計額	1,239
		非支配株主持分	21,137
		純資産合計	232,975
資産合計	462,872	負債純資産合計	462,872

連結損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		262,028
売上原価		169,188
売上総利益		92,840
販売費及び一般管理費		38,495
営業利益		54,344
営業外収益		
受取利息及び配当金	847	
持分法による投資利益	123	
その他営業外収益	770	1,741
営業外費用		
支払利息	536	
為替差損	344	
環境安全対策引当金繰入額	141	
その他営業外費用	2,077	3,099
経常利益		52,986
特別利益		
固定資産売却益	56	
退職給付制度終了益	53	
関係会社清算益	23	133
特別損失		
減損損失	1,314	
固定資産除却損	576	
固定資産売却損	3	1,894
税金等調整前当期純利益		51,226
法人税、住民税及び事業税	20,456	
法人税等調整額	△3,280	
法人税等合計	17,175	
当期純利益		34,050
非支配株主に帰属する当期純利益		2,056
親会社株主に帰属する当期純利益		31,994

計算書類

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	61,620	流動負債	95,129
現金及び預金	6,385	電子記録債務	2,786
受取手形	142	買掛金	9,005
売掛金	24,845	短期借入金	36,000
商品及び製品	6,181	関係会社短期借入金	9,685
仕掛品	14,904	コマーシャル・ペーパー	30,000
原材料及び貯蔵品	5,330	一年以内返済長期借入金	833
短期前払費用	142	未払金	1,444
関係会社短期貸付金	2,875	未払法人税等	1,413
未収入金	623	未払消費税等	137
その他	205	未払費用	774
貸倒引当金	△18	預り金	274
固定資産	243,069	賞与引当金	153
有形固定資産	25,746	営業外電子記録債務	2,396
建物及び付属設備	6,888	その他	223
構築物	2,128	固定負債	82,860
機械及び諸設備	7,013	社債	35,000
炉	1,848	長期借入金	44,666
車両工具器具備品	685	繰延税金負債	2,205
土地	5,031	執行役員等退職慰労引当金	66
建設仮勘定	2,150	環境安全対策引当金	295
無形固定資産	1,402	資産除去債務	46
ソフトウェア	1,387	その他	580
施設利用権等	14	負債合計	177,990
投資その他の資産	215,921	(純資産の部)	
投資有価証券	15,820	株主資本	119,750
関係会社株式	192,037	資本金	20,436
関係会社出資金	5,587	資本剰余金	17,503
関係会社長期貸付金	1,150	資本準備金	17,502
前払年金費用	1,051	その他資本剰余金	0
その他	318	利益剰余金	89,071
貸倒引当金	△44	利益準備金	2,864
		その他利益剰余金	86,207
		固定資産圧縮積立金	1,297
		別途積立金	34,368
		繰越利益剰余金	50,540
		自己株式	△7,260
		評価・換算差額等	6,949
		その他有価証券評価差額金	6,949
		純資産合計	126,699
資産合計	304,689	負債純資産合計	304,689

損益計算書（2019年1月1日から2019年12月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		84,543
売上原価		51,557
売上総利益		32,985
販売費及び一般管理費		10,659
営業利益		22,325
営業外収益		
受取利息及び配当金	13,279	
受取賃貸料	352	
その他営業外収益	596	14,228
営業外費用		
支払利息	351	
賃貸設備諸経費	177	
為替差損	459	
借入手数料	264	
社債発行費	245	
環境安全対策引当金繰入額	129	
その他営業外費用	239	1,866
経常利益		34,687
特別利益		
固定資産売却益	5	5
特別損失		
減損損失	1,314	
固定資産除却損	571	
固定資産売却損	0	1,886
税引前当期純利益		32,806
法人税、住民税及び事業税	6,087	
法人税等調整額	207	6,294
当期純利益		26,511

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月12日

東海カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 茂 木 浩 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 津 佳 樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海カーボン株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海カーボン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月12日

東海カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 茂 木 浩 之 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奥 津 佳 樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海カーボン株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（2005年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月12日

東海カーボン株式会社 監査役会

常勤監査役 細 谷 正 直 ㊞

常勤監査役 掛 橋 和 幸 ㊞

監 査 役 窪 田 健 一 ㊞

監 査 役 小 柏 薫 ㊞

(注) 監査役窪田健一及び小柏薫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

定時株主総会会場ご案内図

ホテルニューオータニ ザ・メイン

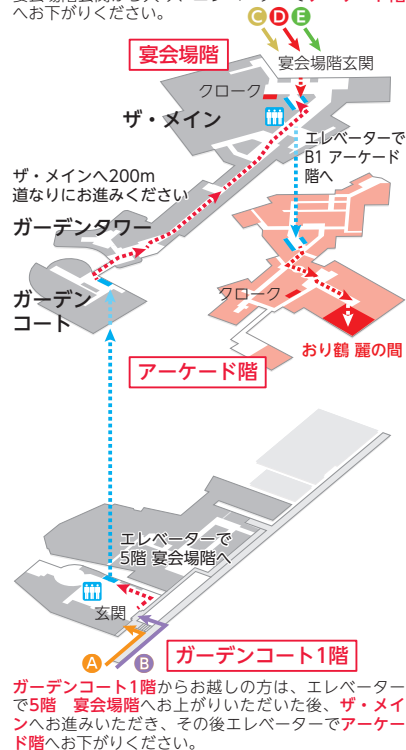
アーケード階 おり鶴 麗の間

東京都千代田区紀尾井町4番1号 ☎ 東京 (03) 3265-1111 (代)



会場（アーケード階）までの経路

ザ・メイン 宴会場階／フロントからお越しの方は、宴会場階玄関から入り、エレベーターでアーケード階へお下がりください。



株主総会会場への最寄駅

地下鉄	A 銀座線・丸ノ内線	「赤坂見附」駅（赤坂地下歩道 D 紀尾井町方面口）より徒歩約3分	— 徒歩経路
	B 半蔵門線	「永田町」駅（7番口）より徒歩約3分	— 徒歩経路
	C 有楽町線	「麹町」駅（2番口）より徒歩約6分	— 徒歩経路
	D 丸ノ内線・南北線	「四ツ谷」駅（赤坂口）より徒歩約8分	— 徒歩経路
J R	E 中央線・総武線	「四ツ谷」駅（麹町口）より徒歩約8分	— 徒歩経路

※当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車のご来場はご遠慮願います。

株主総会当日のお土産はお配りしておりません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。



東海カーボン株式会社

<https://www.tokaicarbon.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境に配慮した FSC®認証紙と植物油インキを使用しています。